

事 務 連 絡  
平成19年12月21日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について  
(スペイン産アーモンド及びその加工品)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年9月21日付け食安輸発第0921001号）に基づき実施しているところです。

今般、地方自治体の収去検査の結果、スペイン産アーモンドを原料とする加工食品において食品衛生法違反疑いの事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

- 1 対象食品  
スペイン産アーモンド及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 2 検査項目  
残留農薬（イソプロカルブを含む。）

(参 考)

1. 品 名：アーモンドペースト
2. 原料生産国：スペイン
3. 検査結果：イソプロカルブ 0.05ppm（基準値（アーモンド）：0.01ppm）